

2019年1月22日
全国港湾18発第55号

四役、中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾委議長(委員長)



辺野古新基地建設反対、沖縄地区港湾議長の港湾視察排除への抗議に関する準備指示

全国港湾第6回常任中執(1月21日開催)は、沖縄港湾の報告に基づく辺野古新基地建設反対、港湾労働者の安全確保などについて討議した。

討議の結果、緊急対応もあり得るとの共通認識のもとに、必要な取り組み体制を整えることを確認した。ついては、各単組・地区港湾は次の取り組み準備を進めるよう指示する。

なお、準備を進めるにあたって、あらためて、この間の沖縄(沖縄港湾の報告書参照)や政府の動きを整理したものを報告するので、参考にされたい。

記

1. この間の辺野古新基地建設などの動き(別添：沖縄港湾の報告書参照)

- (1) 政府は、辺野古新基地建設を強行すべく、本部港からの土砂積み出しを計画するも、台風の影響で同港が使用できなくなり、一旦は、土砂積み出しは頓挫した。それでも、政府・沖縄防衛施設局は、本部港の改修を急ぐよう沖縄県に圧力をかけ続けた。
- (2) 沖縄県港湾審議会委員を務める沖縄地区港湾議長が7月27日に現地(本部港)を視察しようとしたところ、沖縄防衛施設局や沖縄県警機動隊は、同委員(議長)を強制排除した。これを重く見た沖縄地区港湾は、直ちに沖縄防衛施設局などに抗議の申し入れを行うとともに、沖縄県に対しても是正措置の申し入れを行った。
また、全国港湾も、これを重大に受け止め、公共施設である港湾で健全な事業に就労する港湾労働者の代表を排除することはあってはならず、日港協に対して、関係者に是正措置と対策を講じるよう申し入れた。
- (3) こうした中で、玉城県知事と政府との協議も行われたが、知事の訴える辺野古新基地建設反対の切実な沖縄県民の声を一顧だにせず、政府・沖縄防衛施設局は民間企業(琉球セメント)の占有バースを使用して土砂搬出を強行し、12月14日から遂に埋め立ての土砂投入の暴挙に出た。
- (4) 全国港湾と沖縄地区港湾は、この蛮行に断固とした抗議を行うと共に、県の行政指導も無視し、先には港湾視察に赴いた港湾労働者代表も強制排除されるという状況も考慮した時、一旦ことが起きると強制労働すら厭わないのが政府であり防衛施設局であることが明瞭だと判断せざるを得ないと認識するに至った。
- (5) このような判断に立って、各船社が海上運送を行っている自衛隊車輛、自衛隊の貨物の港湾作業にあたっては「安心と安全」が担保できないと危惧し、「防衛省の横暴極まりない態度を」改めない限り、就労できないことを関係船社に要請し、同趣旨の要

請を内航総連からも周知するよう要請した(18年12/18付)。

- (6) これらの要請に対し、一ヶ月を経た今も、関係船社や内航総連からの回答はなく、こうした中で、違法な辺野古新基地建設工事は強行され続けている。この間、環境保全の立場からの赤土の混入の疑いにも防衛省として誠実に対応しないばかりか、政府・行政を代表する安倍首相自らはNHKを通じて「サンゴは移植している」と環境に配慮しているかのように平気で嘘をついてはばからない異常さである。

2. 辺野古新基地建設反対、沖縄地区港湾議長の港湾視察排除への抗議の取り組みについて

- (1) 以上のことから沖縄地区港湾は当面、次の通りの取り組みを検討している。
- ① 1月末までに緊急記者会見を開き、次の点を趣旨とする声明を発表する。
 - イ、沖縄防衛施設局による地区港湾議長(港湾審議会委員)排除に対し改めて抗議する。
 - ロ、抗議の一環として「要請書の内容にもとづく」ストライキの決行。
 - ② ストライキの内容は、自衛隊車輛及び同貨物を積載する船舶の「荷役作業拒否と阻止」で、指定港・非指定港に関わらず入港する港で実施。
- (2) 全国港湾は、沖縄地区港湾の取り組みを産別行動と位置づけてたたかう。その際の考え方は次の通り。
- ① 辺野古新基地建設については、「港湾を兵站基地にしない、違法な基地建設に港湾労働者を加担させない」を基本として、本件を産別課題として17年5月29日に日港協に申し入れた内容・要求を基本に取り組む。
 - ② また、沖縄地区港湾議長の強制排除についても、18年8月1日に日港協に申し入れを行っており、沖縄地区港湾との問題意識は同じであり、その不当性が全国的に波及するとの懸念は払しょくできるものではない。
 - ③ 以上のことから、沖縄地区港湾と相談しながら産別として可能な取り組みを行う。

3. 取り組みの準備指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1項及び2項について内部周知を図るとともに、ストライキ行動を含め、具体的な行動指示に対応できる体制を整えること。
- (2) 具体的な行動の実施は、現地の情勢と判断を全国港湾として共有したうえで、可能な限り機関会議の議を経て指示するものとするが、事態の緊急性に鑑みいつでも対応できる準備を整えること。
- (3) 各単組は、地区港湾における行動が成功裏に取り組めるよう必要な縦指示に取り組むこと。

以上

<添付>

- ① 辺野古新基地建設反対闘争に関する沖縄地区港湾の報告書(19.1.18.付)
- ② 沖縄地区港湾議長に対する強制排除に関する内航総連への申し入れ書(18.12.18.付)
- ③ 沖縄地区港湾議長に対する強制排除に関する日港協への申し入れ書(18.8.1.付)
- ④ 辺野古新基地建設に伴う土砂搬出入禁止の日港協への要求書(17.5.29.付)